

新 監 第 59 号
令和 7 年 8 月 18 日

新見市長 石 田 實 様

新見市監査委員 西 村 誠
新見市監査委員 藤 野 好 幸

令和 6 年度新見市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度新見市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度

新見市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

令和 7 年 8 月

新見市監査委員

目 次

令和 6 年度新見市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施方法	1
第 5	審査の実施場所及び日程	1
第 6	審査の結果	1
第 7	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
1	健全化判断比率の概要	2
①	実質赤字比率	2
②	連結実質赤字比率	3
③	実質公債費比率	4
④	将来負担比率	4
2	資金不足比率の概要	5
3	むすび	5

(注) 1 文中及び各表中の比率は、原則として表示の 1 桁下位で四捨五入している。
2 文中のポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
3 文中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」は「健全化法」と表示する。

令和6年度新見市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新見市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項の規定による審査）

資金不足比率審査（健全化法第22条第1項の規定による審査）

第3 審査の対象

令和6年度新見市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類等

第4 審査の着眼点及び主な実施方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼として書類等の突合をし、必要に応じて関係職員から説明を受け実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：新見市役所（新見市新見310番地3）

日程：令和7年7月16日から同年8月15日まで

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は関係法令に準拠して作成されており、その内容を照査した結果、いずれも適正であると認めた。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要は、次のとおりである。

第7 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率の概要

〔健全化判断比率の状況〕

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和4年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	—	—	—	12.69	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	—	17.69	30.0
③実質公債費比率	7.7	7.6	7.8	25.0	35.0
④将来負担比率	—	0.5	14.7	350.0	

(注1) ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率については、いずれも実質収支額及び連結実質収支額が赤字でないため「—」で表示している。

(注2) ④将来負担比率については、規定算式中の 将来負担額－充当可能財源等 の値が0以下であるため「—」で表示している。

①実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。令和6年度の実質収支は前年度と同じく黒字である。

(単位：千円)

区 分			令和 6 年度	令和 5 年度	比 較
一 般 会 計 等	一般会計		1, 352, 263	1, 395, 347	△ 43, 084
	属 一 般 会 計 に 属 す る 特 別 会 計 等	診療所特別会計	6, 710	7, 478	△ 768
一般会計等実質収支額 ①			1, 358, 973	1, 402, 825	△ 43, 852
標準財政規模 ②			16, 232, 182	15, 823, 786	408, 396
①／②×100 (%)			8. 4	8. 9	△ 0. 5
実質赤字比率 (%)			－	－	

〔令和6年度一般会計等に係る実質収支額〕

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	差 引 額 ③	翌年度へ繰越 すべき財源④	実質収支額 ③－④
一 般 会 計	30,948,064	29,243,715	1,704,349	352,086	1,352,263
診療所特別会計	167,768	161,058	6,710	0	6,710
合 計	31,115,832	29,404,773	1,711,059	352,086	1,358,973

一般会計等の実質収支額は、1,358,973千円で前年に比べ、43,852千円(3.1％)減少している。

〔標準財政規模〕

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較
標準税収入額等 ①	4,925,006	4,820,893	104,113
普通交付税額 ②	11,274,140	10,935,551	338,589
臨時財政対策債発行可能額 ③	33,036	67,342	△ 34,306
合 計 ①～③	16,232,182	15,823,786	408,396

標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

②連結実質赤字比率

地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したものである。令和6年度の実質収支は黒字で、資金不足は生じていない。

(単位：千円)

区 分		令和6年度	令和5年度	比 較
一般会計等の実質収支額 ①		1,358,973	1,402,825	△ 43,852
	国民健康保険特別会計	67,494	47,846	19,648
	介護保険特別会計	266,923	280,470	△ 13,547
	後期高齢者医療特別会計	2,489	3,230	△ 741
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額 ②		336,906	331,546	5,360
法適用	水道事業会計	1,160,263	1,113,790	46,473
	下水道事業会計	282,812	276,016	6,796
法非適用	観光事業特別会計	9,528	9,910	△ 382
公営企業に係る特別会計の資金不足額・剰余額 ③		1,452,603	1,399,716	52,887
連結実質収支額 ①+②+③ ④		3,148,482	3,134,087	14,395
標準財政規模 ⑤		16,232,182	15,823,786	408,396
④/⑤×100 (%)		19.4	19.8	△ 0.4
連結実質赤字比率 (%)		—	—	

〔令和6年度一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額〕

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	差 引 額 ③	翌年度へ繰越すべき財源④	実質収支額 ③－④
国民健康保険特別会計	3,317,218	3,249,724	67,494	0	67,494
介護保険特別会計	5,191,937	4,925,014	266,923	0	266,923
後期高齢者医療特別会計	601,008	598,519	2,489	0	2,489
合 計	9,110,163	8,773,257	336,906	0	336,906

〔令和6年度公営企業(法適用)に係る特別会計の資金不足額・剰余額〕

(単位：千円)

区 分	水 道 事 業 計 水 会	下 水 道 事 業 計 下 会	合 計
流 動 負 債 ①	578,464	1,102,066	1,680,530
控除企業債等 ②	359,483	903,510	1,262,993
控除未払金等 ③	0	0	0
控 除 額 ④	0	0	0
P F I 建設事業費等 ⑤	0	0	0
(1) ①－②－③－④－⑤	218,981	198,556	417,537
(2) 算入地方債	0	0	0
流 動 資 産 ⑥	1,379,244	481,368	1,860,612
控 除 財 源 ⑦	0	0	0
控 除 額 ⑧	0	0	0
(3) ⑥－⑦－⑧	1,379,244	481,368	1,860,612
解消可能資金不足額	0	0	0
資金不足額・剰余額 (3)－(1)＋(2)	1,160,263	282,812	1,443,075

〔令和6年度公営企業（法非適用）に係る特別会計の資金不足額・剰余額〕

（単位：千円）

会 計 名	歳 出 額 ①	算 入 地方債 ②	歳 入 額 ③	翌年度へ 繰越すべ き財源 ④	未 収 入 特定財源 ⑤	解消可 能資金 不足額	資金不足額 ・ 剰余金
観光事業特別会計	107,668	0	117,196	0	0	0	9,528
合 計	107,668	0	117,196	0	0	0	9,528

③実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものである。令和6年度の比率は7.7%で、前年度と比較して0.1ポイント上昇しており、早期健全化基準(25.0%)、地方債許可団体となる数値(18.0%)を下回っている。

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地方債の元利償還金 ①	3,240,500	3,195,939	3,374,425	3,456,841	3,686,054
準元利償還金 ②	1,157,135	1,133,895	1,050,759	1,091,065	1,090,927
①②に充てられる特定財源 ③	145,926	157,608	145,960	158,316	156,629
①②に係る基準財政需要額算入額 ④	3,187,878	3,201,293	3,364,525	3,388,679	3,590,873
標準財政規模 ⑤	16,232,182	15,823,786	15,783,585	16,254,314	15,845,838
実質公債費比率（単年度：％） ①＋②－③－④／⑤－④×100	8.16	7.69	7.37	7.78	8.40
実質公債費比率（3か年平均：％）	7.7	7.6	7.8	8.8	9.6

④将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担額等、現時点での残額の程度を指標化し、将来の財政経営を圧迫する度合いを示したものである。令和6年度の比率は、将来負担額が充当可能財源等を下回るため0以下となっている。

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較
将 来 負 担 額 ①	42,211,594	42,691,041	△ 479,447
充当可能財源等 ②	44,433,601	42,627,694	1,805,907
(①－②) 計 ③	△ 2,222,007	63,347	△ 2,285,354
標準財政規模 ④	16,232,182	15,823,786	408,396
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ⑤	3,187,878	3,201,293	△ 13,415
(④－⑤) 計 ⑥	13,044,304	12,622,493	421,811
将来負担比率（％）③／⑥×100	—	0.5	—

ア 将来負担額

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	比 較
一般会計等に係る地方債残高 ①	28,905,181	29,106,294	△ 201,113
債務負担行為に基づく支出予定額 ②	5,251	8,838	△ 3,587
一般会計等以外の特別会計の地方債の 償還に係る一般会計からの繰入見込額 ③	8,816,946	9,200,069	△ 383,123
組合等の地方債の償還に係る負担等見込額 ④	0	0	0
退職手当支給予定額に係る負担見込額 ⑤	4,482,943	4,373,205	109,738
設立法人の負担額等に係る負担見込額 ⑥	1,273	2,635	△ 1,362
連結実質赤字額 ⑦	0	0	0
組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額 ⑧	0	0	0
合 計 ①～⑧	42,211,594	42,691,041	△ 479,447

イ 充当可能財源等

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	比 較
地方債の償還額等に充当可能な基金	14,150,707	12,068,442	2,082,265
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	906,472	1,025,197	△ 118,725
うち都市計画税充当見込額	658,354	743,261	△ 84,907
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	29,376,422	29,534,055	△ 157,633
合 計	44,433,601	42,627,694	1,805,907

2 資金不足比率の概要

〔公営企業会計ごとの資金不足比率の状況〕

(単位：%)

会 計 名	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
観 光 事 業 特 別 会 計	—	—	—	

(注) 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」で表示している。

※公営企業会計とは、法適用企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する政令で定める公営企業（地方財政法施行令第 37 条参照）のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計の総称である。本市では、水道事業会計、下水道事業会計が法適用企業に係る特別会計であり、観光事業特別会計が法非適用企業に係る特別会計である。

①資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。令和 6 年度も各会計において資金不足額は発生しておらず、資金不足率は 0 以下となっている。

3 む す び

一般会計等に係る実質収支額は 13 億 5,897 万円の黒字で、実質赤字額が発生しないため、実質赤字比率は算定されない。

全会計に係る連結実質収支額は 31 億 4,848 万円の黒字であり、連結実質赤字額が発生しないため、連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率は 7.7%で、前年度の 7.6%から 0.1 ポイント上昇した。早期健全化基準の 25.0%と比較して、これを下回っている。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため算定されない。

また、資金不足比率は、資金不足が生じていないため算定されない。

以上のとおり、審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、すべての項目において早期健全化基準又は経営健全化基準を下回っており、良好な状態にあることが認められる。

来年度以降においても大型事業等が次々と予定されており、これを踏まえた財政計画に沿って事業を進めていただくこととなるが、市民サービスの低下を招くことのないよう、各会計等において引き続き財源の確保に努められ、将来にわたり持続可能な財政運営に配慮していただくよう望むものである。

参考：健全化判断比率等の算出方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

【早期健全化基準：12.69 % 財政再生基準：20.0 %】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

【早期健全化基準：17.69 % 財政再生基準：30.0 %】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

【早期健全化基準：25.0 % 財政再生基準：35.0 %】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

【早期健全化基準：350.0 %】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

【経営健全化基準：20.0 %】

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

本市会計等に係る各指標の適用範囲

健全化法	新見市の会計等区分	各指標の適用範囲			
一般会計等	- 一般会計 - 診療所特別会計				
公営事業会計	- 国民健康保険特別会計 - 介護保険特別会計 - 後期高齢者医療特別会計				
公営企業会計	【法適用企業】 - 水道事業会計 - 下水道事業会計 【法非適用企業】 - 観光事業特別会計				
一部事務組合 広域連合	- 岡山県市町村総合事務組合 - 岡山県市町村税整理組合 - 岡山県後期高齢者医療広域連合				
地方独立行政法人 地方三公社 第三セクター等	- 新見公立大学 - 新見市土地開発公社 - 岡山県信用保証協会（損失補償分）				

※ 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定

※ 財産区特別会計は、上記指標の対象外